

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案参照条文目次

○ デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）（抄）	．．．．．	1
○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）	．．．．．	1
○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	．．．．．	2
○ 独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）（抄）	．．．．．	3
○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（抄）	．．．．．	3
○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）（抄）	．．．．．	4
○ 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）	．．．．．	5

○ デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）（抄）

（所掌事務）

第四条（略）

2 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十七（略）

十八 国の行政機関が行う情報システム（国の安全等に関するものその他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の整備及び管理に関する事業を、次に定めるところにより、実施すること。

イ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業に必要な予算を、第十五号の方針及び情報システム整備計画に基づき、一括して要求し、確保すること。

ロ・ハ（略）

十九～二十三（略）

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（国賓等の輸送）

第百条の五（略）

2 自衛隊は、国賓等の輸送の用に主として供するための航空機を保有することができる。

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（剰余金の処理）

第八条（略）

2 前項の規定にかかわらず、同項の翌年度の歳入に繰り入れるものとされる金額の全部又は一部に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

（資本並びに利益及び損失の処理）

第五十六条 財政融資資金勘定において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2（略）

（積立金）

第五十八条 財政融資資金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、当該年度の歳入の収納額（次項において「収納額」という。）から当該年度の歳出の支出済額と第七十条の規定による歳出金の翌年度への繰越額のうち支払義務の生じた歳出金であつて当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかったものとの合計額（次項において「支出済額等」という。）を控除した金額に相当する金額を、積立金として積み立てるものとする。

2（略）

3 第一項の積立金が毎会計年度末において政令で定めるところにより算定した金額を超える場合には、予算で定めるところにより、その超える金額に相当する金額の範囲内で、同項の積立金から財政融資資金勘定の歳入に繰り入れ、当該繰り入れた金額を、同勘定から国債整理

基金特別会計に繰り入れることができる。

4 (略)

○ 独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）（抄）

（積立金の処分）

第十七条（略）

2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 (略)

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（抄）

（中期目標）

第二十九条（略）

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）  
二 五（略）

3 (略)

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3・4 (略)

○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号) (抄)

(積立金の処分)

第十六条 (略)

2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を年金特別会計に納付しなければならない。

3 (略)

○ 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）

第二十七条 内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の一月中に、国会に提出するのを常例とする。

第三十九条 内閣は、歳入歳出決算に、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び継続費決算報告書並びに国の債務に関する計算書を添附して、これを翌年度の十一月三十日までに会計検査院に送付しなければならない。

第四十条 内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする。

② （略）